

小規模企業者の皆さんの前向きな事業展開を支援します！

滋賀県制度融資のご案内 経営支援資金(小規模企業者特別枠)

経営基盤の弱い小規模企業の皆さんの前向きな事業展開を支援するための融資制度を設けています。ぜひご活用ください。

資金使途 (※1)	小規模企業者が経営の合理化、体質改善を図るために設備資金および運転資金
融資対象者 (※2)	<p>次のすべての要件を満たす者</p> <p>① 常時使用する従業員の数が20人以下（サービス業、商業は5人以下、ただしサービス業のうち宿泊業、娯楽業については20人以下）の小規模企業者であって、※原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の者。</p> <p>② 融資申込額を含めて保証協会の保証債務残高が2,000万円以内の者。</p> <p>※</p> <ul style="list-style-type: none">個人事業主の場合は、課税所得から所得税および住民税を控除した金額を基準とする。法人で繰越損失がある場合は、直近2期平均の経常利益が700万円超でも可。開業後2年未満である（決算を2期迎えていない）場合は、経常利益（所得）の額に関係なく申込み可。公害防止のため施設または設備を設置しようとする場合は、700万円超でも可。
融資限度額 (※3)	1,000万円（既存の保証協会保証付融資残高を含めて2,000万円以内）
融資利率 (※4)	年1.45%
信用保証料	必ず保証協会の保証つき 保証料率 年0.50%～1.20%
融資期間 (※5)	設備資金7年以内（据置1年以内） 運転資金5年以内（据置6か月以内）
担保・保証人 (※6)	必要となる場合あり（ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。）
受付機関	各商工会議所・各商工会
取扱金融機関	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行 滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫 京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合 商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合 滋賀県信用農業協同組合連合会

※1 融資対象となる設備について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないこと。

※2 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。

※3 同一年度内の利用は、設備資金、運転資金それぞれ1回を限度とします。

※4 融資利率は、今後の金融情勢等により変更することがあります。

※5 融資期間は1年以上となります。

※6 申込者が法人の場合は、一定の要件を満たし、保証料を上乗せすることにより、経営者保証の非提供を選択できることがあります。このときの保証料負担率等は、「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」等を参照ください。

（特記事項）

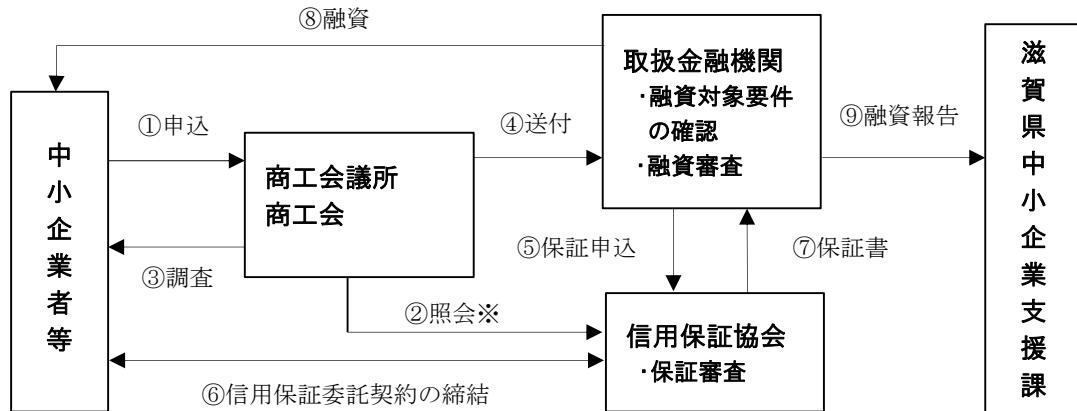
上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。

また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

令和7年4月1日現在

経営支援資金(小規模企業者特別枠) 融資の流れ

融資を希望される場合は、商工会議所・商工会にお申し込みください。



※信用保証協会に保証債務残高の照会を行います。

滋賀県では「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、中小企業の活性化を推進しており、この事業も、条例に基づき実施される中小企業活性化施策の一つです。

しが金融ホットライン



融資に関するご相談など
中小企業の皆様の声をお聞きします！
また、県の融資制度等について
具体的な内容等をご説明します！

電話番号：077-528-3732

※留意事項

- 県が所管している融資制度等以外のご相談につきましては、内容に応じて、関係機関等を紹介させていただくことがあります。
- 苦情等につきましては、お聞きした内容を今後の対応に反映させていただくほか、必要に応じ、関係機関へ情報提供や他機関の紹介をさせていただくことがあります。
- なお、個別のトラブル等につきましては、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、ご了承ください。

お問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL: 077-528-3732

FAX: 077-528-4871